

お仕事体験イベント「マナビベンチャー」 イベント参加規約

株式会社九州フィナンシャルグループ、株式会社九州みらい Creation ならびに株式会社カミチクホールディングス（以下、三者を総称して「運営企業」といいます）は、運営企業が開催するお仕事体験イベント「マナビベンチャー」（以下「本イベント」といいます）への参加に際し、以下の参加規約（以下「本規約」といいます）を定めます。本イベントへの申込をもって、参加者およびその保護者（親権者または監護者）は本規約に同意したものとみなします。

第1条（参加対象）

1. 本イベントへの参加対象は、小学校1年生から6年生までの児童（以下「参加者」といいます）とし、保護者の同意を得た方に限ります。
2. 参加者は、心身ともに本イベントに安全に参加できる健康状態であることが必要です。特別な配慮が必要な場合には、事前に運営企業までご連絡ください。

第2条（保護者の同意）

1. 参加には、保護者による申込および本規約への同意が必要です。
2. 未成年者（小学生）の単独参加はできません。送迎および緊急時連絡のため、当日は保護者との連絡体制を確保する必要があります。

第3条（参加申込み及び契約の成立）

1. このプログラムへの参加申込みは、チラシに記載された2次元バーコードを読み取り、表示されたECサイト「よかもーる」商品ページにおいて注文手続きをすることにより受け付けます。
2. 各プログラムは定員制となっていますので、運営企業は申込みを受領した順に承諾通知を行い、この通知の発送をもって参加申込み手続きが完了するものとします（本契約が成立するものとします。）。
3. 参加申込みをいただいた時点で既に各プログラムの定員に達していた場合には、運営企業からその旨をお知らせします。ご希望される方については、定員に空席が生じた際に当初の参加申込みを受領した順に従って運営企業から承諾通知を行うこととし、この通知の発送をもって参加申込み手続きが完了するものとします（本契約が成立するものとします。）。
4. 上記第2項および第3項における参加申込みに対する通知は、申込みから3日以内を目途にメールにて行うものとします。

第4条（参加費および支払方法）

1. 参加費は運営企業が定める金額とし、支払方法は「よかもーる」商品ページにて案内します。
2. 参加費の支払確認をもって参加確定とし、原則として返金不可とします。ただし、天災や運営企業都合による中止の場合は、返金の可否を個別に判断します。
3. 期限内に参加費用全額のお支払いをいただけない場合には、当該参加申込みは撤回されたものとして扱いますのでご注意ください（本契約は成立しなかったものとして扱います。）。

第5条（保険の加入）

参加者には、運営企業が加入する国内旅行傷害保険等が適用されますが、保険の補償範囲外の責任や損害について運営企業は責任を負いません。

第6条（安全管理・注意事項）

1. 参加者は、イベント中は運営企業スタッフおよび施設担当者の指示に従って行動してください。
2. イベント中の怪我・事故・紛失等が発生した場合、応急処置は行いますが、それ以上の責任は負いかねます。
3. 持ち物は自己責任で管理してください。高価な物品の持ち込みはご遠慮ください。

第7条（個人情報・著作権等）

1. 参加申込時に取得した個人情報は、以下の目的のために利用いたします。
 - イベントに係る国内旅行損害保険への申込
 - イベント参加の受付および連絡
 - イベント運営に関する連絡（変更・中止等の通知を含む）
 - 緊急時の連絡対応
 - 忘れ物や問い合わせ対応
 - 統計資料の作成（個人を特定できない形で利用）
2. 本イベント中に撮影された写真・動画、または参加者が作成した成果物については、運営企業による広報・記録用途（SNS・Web・印刷物等）に使用される場合があります。掲載を希望されない場合は、事前にお申し出ください。
3. 運営企業または第三者（運営企業が指定した者）が撮影した写真および映像、音声に関する著作権その他一切の権利は運営企業に帰属することとします。

第8条（中止・変更）

1. 天災、感染症拡大、設備トラブル、運営企業都合などによりイベントを中止または変更する場合があります。中止の際は、原則として速やかに連絡し、参加費の返金等について別途対応します。
2. 運営企業は中止・変更に伴う交通費や宿泊費などの補償は行いません。

第9条（お客様都合による契約のキャンセル）

1. お客様は、下記に定めるキャンセル料を負担して頂くことを条件として、プログラムへの参加を取りやめることができます。
2. 参加の取りやめをご希望される場合には、まずお問い合わせ窓口（電話番号：080-8996-3212 または080-8996-3208）へお電話にてご連絡ください。お電話での受付後、「キャンセル受付メール」を送付いたします。お客様は当該メールの案内に従い、必要事項（氏名、返金用振込口座等）をご記入の上、速やかにご返信ください。運営企業にて返信内容を確認し、キャンセルに伴う返金手続きを開始いたします。
3. 既に参加費用をお支払い済みの場合には、キャンセル料および送金手数料を控除した残金を、お客様

の指定口座へお振り込み致します。未だ参加費用をお支払頂いていない場合には、参加を取りやめる旨の通知を運営企業が受領した日の翌日から起算して7日以内に、運営企業の指定口座へキャンセル料をお振り込み頂くことになります。その際の送金手数料はお客様のご負担となります。

4. キャンセル料について、イベント開催日の4日前の23:59までの予約キャンセルの場合はキャンセル料がかかりません。イベント開催日3日前から開催日1日前のキャンセルについては参加費の30%、当日のキャンセルについては参加費の50%のキャンセル料が発生します。無断キャンセルにつきましては参加費の100%のキャンセル料が発生します。

第10条（禁止事項）

以下の行為は禁止されます。違反があった場合、運営企業判断で退場等の対応を行う場合があります。

- 他の参加者やスタッフへの迷惑行為
- 危険物・不適切物の持ち込み
- 会場施設の損壊または無断使用
- その他、運営に支障を及ぼす行為

第11条（免責事項）

運営企業は、以下の事由によって発生した損害について、原則として責任を負いません。

- 参加者本人の不注意・過失に起因する事故
- 施設内での盗難・紛失
- 通常的安全配慮義務を超えた不可抗力による損害
- その他これらに準ずる損害

第12条（損害賠償）

本イベントの参加において参加者に損害が生じそれが運営企業の責に帰すべき事由の場合、運営企業はその損害を賠償するものとします。ただし、運営企業が賠償責任を負う損害の範囲は通常の損害に限定し、予見可能かどうかに関わらず間接損害や特別の事情によって生じた損害、逸失利益、第11条（免責事項）は含みません。運営企業が負う損害賠償額の合計額は、1名につき500万円を上限とします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 参加者は、自己またはその関係者が、現在または将来において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、ならびに反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたってもこれを確約するものとします。
2. 参加者は、自らまたは第三者を利用して、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的言動または暴力を用いる行為
 - (4) 偽計や威力を用いて当イベントの運営に支障を与える行為

(5) その他これらに準ずる行為

3. 参加者が前各項に違反した場合、運営企業は何らの催告を要することなく、参加申込みを拒否し、または参加の取消し・退場を命じることができ、これにより参加者が有する一切の期限の利益を喪失するものとします。
4. 前項に基づき運営企業が申込みの取消または契約の解除等を行った場合、当該参加者に何らかの損害が生じたとしても、運営企業はこれについて一切責任を負わないものとします。また、当該解除により運営企業に損害が生じたときは、当該参加者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第 14 条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠し、本イベントに関して生じる紛争については、運営企業代表である株式会社九州フィナンシャルグループの本社所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（本規約の変更等）

株式会社九州フィナンシャルグループは、本規約の変更または追加をすることができるものとします。

第 16 条（発効日）

本規約は 2026 年 3 月 5 日より発効します。

以上